

## 平成26年度の概要

## 1 第1号被保険者数

(26年3月末現在) (27年3月末現在)  
123.1万人 → 127.5万人 (対前年比 4.4万人、3.6%増)

## 2 要介護(要支援)認定者数

(26年3月末現在) (27年3月末現在)  
24.1万人 → 25.1万人 (対前年比 1.0万人、4.1%増)  
※ 要介護度が軽度(要支援1～要介護1)の認定者数が52.6%を占める

## 3 第1号被保険者に占める第1号認定者の割合(認定率)

(26年3月末現在) (27年3月末現在)  
19.1% → 19.3% (対前年比 0.2ポイント増)

## 4 保険給付支給額

(25年度累計) (26年度累計)  
3,444億円 → 3,604億円 (対前年比 160億円、4.6%増)

## 5 第1号被保険者一人あたりの支給月額

(25年度) (26年度)  
23.9千円 → 24.0千円 (対前年比 0.1千円、0.4%増)

## 6 サービス利用者一人あたりの支給月額

- (25年度) (26年度)
- ① 居宅サービス+地域密着型サービス  
105.0千円 → 108.5千円 (対前年比 3.5千円、3.3%増)
- ② 施設サービス  
263.8千円 → 268.8千円 (対前年比 5.0千円、1.9%増)
- ③ 全体  
141.4千円 → 144.5千円 (対前年比 3.1千円、2.2%増)

## 7 保険料収納額(当該年度分)

(25年度) (26年度)  
707億円 → 738億円 (対前年比 31億円、4.4%増)

## 8 保険料収納率(当該年度分)

(25年度) (26年度)  
98.3% → 98.3% [対前年比増減なし(〃)]  
(86.9%) (86.9%)  
( )内の数値は、普通徴収に係る収納率(再掲)である。

## 9 サービス事業所数

- ① 指定事業所数  
(26年4月1日現在) (27年4月1日現在)  
15,800事業所 → 15,993事業所 (対前年比 193事業所増)
- ② 取消事業所数  
(25年度末累計) (26年度末累計)  
46事業所 → 46事業所

### ・被保険者の状況

本県の第1号被保険者数の推移をみると、平成12年4月から平成27年3月までの15年間で852,110人から1,274,965人と422,855人(49.6%)増えている。

その内訳をみると、前期高齢者数は158,952人(31.8%)の増、後期高齢者数は263,903人(75.0%)の増と後期高齢者の伸びが顕著である。

### ・要介護・要支援認定者の状況

本県の要介護・要支援認定者(以下「要介護認定者等」という。)数の推移をみると、平成12年4月から平成27年3月までの15年間で100,139人から251,445人と、141,306人(141.1%)増えている。

平成26年3月と比較すると、要介護認定者等数は10,741人(4.5%)増、第1号被保険者数に占める要介護認定者等の割合は0.2ポイント増となっている。

### ・サービス提供体制

平成12年4月の介護保険制度施行後、居宅サービス事業者を中心に順調に指定事業所数は増加している。特に認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護、通所介護の増加が著しい。また、平成18年4月の介護保険法の改正により、介護予防サービス、地域密着型サービスが創設された。

介護サービス事業所の指定(許可)の取消しの状況は、平成26年度末までに介護予防サービスを含め24法人46事業所の指定を取り消している。取消事由は、介護報酬の不正請求等であった。

介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数は、試験が開始された平成10年度以降、既登録者数の増加に伴い漸減していたが、平成14年度以降増加に転じ、平成18年度以降は6,000人前後で推移している。なお、平成26年度の受験者は試験問題解答免除制度の廃止の影響で約7,800人に増加している。また、同年度の合格者数は1,507人となっている。

### ・介護給付費及びサービス利用の状況

介護保険制度施行後、順調に伸びてきたものの、平成18年度の制度改正に伴う施設における食費・居住費の自己負担化、新予防給付の創設等により一旦減少し、その後、再び増加傾向にある。

平成26年度の介護給付費は3,604億円となっており、平成12年度の1,627億円と比較すると、約1,977億円(121.5%)の増となっている。

介護給付費総額に占める居宅サービスと地域密着型サービスの給付費の割合は62.1%、施設系サービスは32.1%となっている。

ひと月あたりのサービス利用者数の推移をみると、平成12年4月から平成27年3月までの15年間で73,571人から210,582人と、137,011人(186.2%)の増となっている。

居宅サービス及び地域密着型サービスの受給者について、地域密着型サービスが創設された平成18年度以降の推移をみると、平成19年3月から平成27年3月までの8年間で121,248人から175,003人と、53,755人(44.3%)増えている。要介護区分ごとの構成割合をみると、居宅サービスでは軽度者(要支援1～要介護1)の利用が多い(59.5%)が、地域密着型サービスでは中度者(要介護2～3)の利用が多くなっている(44.8%)。

施設サービス受給者の推移をみると、平成12年4月から平成27年3月までの14年間で30,052人から35,579人と、5,527人(18.4%)増えている。

### ・介護保険財政安定化基金の状況

平成26年度は、新規積立は行わず、第4期計画期間における財政安定化基金からの貸付償還金として、約8,460万円を積み立てた。年度中の運用益は、約4,514万円であった。

平成26年度は第5期計画期間の3年度目に当たるが、保険者からの貸付及び交付の申請はなかったため、貸付事業及び交付事業はなかった。この結果、年度末の財政安定化基金額は、約83億6,994万円となった。

・審査請求及び苦情の状況

介護保険審査会は、保険料や要介護認定等に関する処分への不服申立てについて、審査する機関である。「要介護認定」に関する審査請求については、年間を通じて随時提起されているが、「保険料等」に関するものについては、6～9月に保険者の賦課決定が集中することから、同時期以降に多く行われる傾向が顕著である。

また、サービス提供事業者やサービスの質に対する苦情申立てについては、福岡県国民健康保険団体連合会に苦情相談窓口があり、平成26年度に介護サービス苦情処理委員会で受け付けた苦情申立ては、1件であった。